

狩猟税

この税金は、狩猟者の登録を受ける者にかかる税金で、鳥獣の保護や狩猟に関する経費に使われます。

納める者

狩猟者の登録を受ける者

納める額

	区分	税額
1	【網猟免許・わな猟免許】 次の2以外の者	8,200円
2	【網猟免許・わな猟免許】 当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	5,500円
3	【第一種銃猟免許】 次の4以外の者	16,500円
4	【第一種銃猟免許】 当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	11,000円
5	【第二種銃猟免許】	5,500円
6	<u>対象鳥獣捕獲員である者</u> <茨城県県税条例 付則第24条>	<u>課税免除</u>
7	<u>認定鳥獣捕獲等事業者の従事者である者</u> <茨城県県税条例 付則第24条>	<u>課税免除</u>
8	<u>狩猟者登録の申請前1年以内の期間に鳥獣の許可捕獲等を行った者</u> <茨城県県税条例 付則第24条の2>	<u>上記1～5の2分の1の税額（100円未満切捨て）</u>